

キャンパス・ハラスメント相談員細則

(趣旨)

第1条 本細則は、キャンパス・ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）規程第4条に基づき、理事長、学長、校長、園長（以下「部門代表者」という。）が指名し理事長が任命するキャンパス・ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）の任務等について定める。

(任務)

第2条 相談員は、キャンパス・ハラスメント防止委員会規程第3条の適用対象となる者からの相談に応じるものとする。

- 2 相談員は、相談者の立場と状況に十分配慮し、相談者の要望事項を確認する。問題解決策の誘導及び強要のないよう留意しなければならない。
- 3 相談員は、複数名で相談を受け、適切かつ迅速に対処しなければならない。ただし、申出人又は申立人と被申立人の所属する部署の相談員は含まないものとする。
- 4 相談者からの相談に応じた相談員は、当該相談内容と日時等を明確にした相談記録を作成し、防止委員会委員長に文書により報告しなければならない。
- 5 相談員は、任務を遂行するために必要な知識と技術を習得するために、防止委員会が企画する研修を受けるものとする。

(相談に関わる守秘義務等)

第3条 相談員は、当該相談に係る教職員、学生等関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密及び関係者の個人情報を他に漏らしてはならない。

- 2 相談員が、前項の定めに反した場合、相談員の任を解くものとし、状況によっては服務規程の定めにより対応することがある。

(改廃)

第4条 この細則の改廃は、防止委員会の議を経るものとする。

附 則

この細則は、平成19年6月7日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年9月17日に改定し、平成21年10月1日から施行する。

[細則改廃の条文改定]

附 則

この細則は、平成23年10月1日から改定施行する。

[相談員委員会条文の廢止、部門代表者の責務の削除]

平成23年7月13日キャンパス・ハラスメント防止委員会決定